

# 岡山県持続的農業導入計画認定要領

平成13年3月26日  
農 営 第 8 4 6 号  
農 林 水 産 部 長 通 知

最終改正：令和3年2月18日  
農 産 第 1 1 3 5 号

## 第1 目的

この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年7月28日法律第110号。以下「法」という。）、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年10月22日農林水産省令第69号。以下「規則」という。）及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について（平成11年10月25日11農産第6789号。以下「通知」という。）に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 導入計画の申請等

導入計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、導入計画認定申請書（様式第1-1号）に導入計画書（別紙様式第1号）等を添付のうえ、当該農地の所在地を管轄する県民局長へ提出するものとする。

- 2 別紙1の基準を満たす団体に属し、導入計画の認定を受けようとする者が複数いる場合、その団体（以下「申請団体」という。申請団体の構成員を「団体申請者」という。）は、導入計画認定申請書（様式第1-2号）に申請団体導入計画書（別紙様式第2号）等を添付のうえ、当該農地の所在地を管轄する県民局長へ提出できるものとする。

なお、当該農地の所在地の管轄が2つ以上の県民局にまたがる場合には、主たる事務所の所在地を管轄する県民局長へ提出するものとする。

- 3 農業普及指導センター所長は、必要があると認めるときは、申請者又は申請団体に対し、導入計画の作成等に当たっての指導助言を行うものとする。

## 第3 導入計画の認定

県民局長は、規則第4条及び通知第7の4及び認定の基準（別紙2）等に照らして適当と認める場合は、導入計画を認定し、申請者又は申請団体に対し認定通知書（様式第2号）を送付するとともに、関係市町村等への通知及び知事への報告を遅滞なく行うものとする。（様式第3、4号）

- 2 県民局長は、前項の導入計画の認定に当たっては、原則として農林水産事業部（農畜産物生産課及び農業普及指導センター）等関係部署の職員で構成する認定審査会を開催し、その意見を聴くものとする。ただし、認定審査会の審査長が認めたときは、

認定審査会の開催を省略することができる。

- 3 認定審査会は、必要に応じて、現地を調査するとともに、関係機関から意見を聴くものとする。
- 4 導入計画の認定期間は、認定した日から5年とする。
- 5 導入計画の認定を受けた者（第4の再認定及び第5の変更認定を受けた者を含む。以下「認定農業者」という。）は、認定を受けた導入計画（第4の再認定及び第5の変更認定を受けた導入計画を含む。以下「認定導入計画」という。）について、変更（第5第2項に規定する重要な変更を除く。）が生じたときは、持続的農業導入計画変更（廃止）届出書（様式第5号）を、遅滞なく県民局長に提出しなければならない。また、その認定導入計画を廃止したときも、同様とする。

#### 第4 認定導入計画の再認定

認定期間が満了する場合にあって、再び導入計画の認定を受けようとする者は、第2第1項又は第2項に準じて、改めて導入計画の認定申請（以下「再認定の申請」という。）を行うことができる。（様式第1-1、1-2号）

- 2 再認定の申請は、原則として、認定期間満了の30日前までに行うものとする。
- 3 再認定の申請に関する審査及び認定の手続きは、第3に準じて行うものとする。ただし、再認定の基準は（別紙3）によるものとする。（様式第2、3、4号）
- 4 認定導入計画の再認定の認定期間は、再認定した日から5年とする。

#### 第5 認定導入計画の変更認定

認定農業者は、認定導入計画の重要な変更を行う場合は、変更認定申請書（様式第1-3号）を県民局長に提出しなければならない。

- 2 認定を受けた導入計画の重要な変更を行う場合とは、次のいずれかに該当するときに限るものとする。
  - 一 持続性の高い農業生産方式を導入する作物の変更及び追加
  - 二 持続性の高い農業生産方式を導入する作物の面積の変更
  - 三 持続性の高い農業生産方式を構成する技術の変更
  - 四 持続性の高い農業生産方式の導入を達成するために必要な機械・施設整備計画の変更
  - 五 持続性の高い農業生産方式の導入を達成するために必要な資金調達計画の変更
- 3 認定導入計画の変更に関する審査及び認定の手続きは、第3に準じて行うものとする。（様式第2、3、4号）
- 4 認定導入計画の変更認定の認定期間は、変更認定した日から変更前の認定期間の末日までとする。

#### 第6 認定の取り消し

県民局長は、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合には、（別紙4）の基準に照らしてその認定を取り消すことができる。（様式第6号）

## 第7 援助

農業普及指導センターは、申請者及び申請団体の導入計画作成についての指導・助言のほか、認定後も同計画が円滑に達成できるよう巡回による技術指導等に努めるものとする。

## 第8 実施状況の報告

県民局長は、必要に応じて、認定農業者に対して認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。(様式第7号、別紙様式第3号)

- 2 第4により導入計画の再認定を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、再認定の申請による導入計画の提出をもって報告したものとする。(別紙様式第1、2号)

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、その他必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

### 附則

この要領は平成13年3月26日から施行する。

### 附則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は平成21年10月1日から施行する。

### 附則

この要領は平成24年12月20日から施行する。

### 附則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

### 附則

- 1 この要領は令和3年2月18日から施行する。
- 2 この一部改正要領の施行前に改正前の規定によりした処分、手続きその他の行為は、この要領による改正後の相当規定によってしたものとみなす。

(別紙1)

## 申請団体の基準

岡山県持続的農業導入計画認定要領第2第2項で規定する申請団体の基準は、次の3項目のいずれかを満たすものとする。

- (1) 農業協同組合の生産部会
- (2) 営農集団（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。  
ただし、農家数3戸以上とする。）
- (3) その他知事が適当と認める団体

(別紙 2)

認定の基準

岡山県持続的農業導入計画認定要領第 3 で規定する認定の基準は、次の 4 項目の基準をすべて満たすものとする。

(1) 導入計画が導入指針に照らして適切なものであること。(規則第 4 条第 1 号)

具体的には、導入しようとする生産方式が、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針(平成 12 年 3 月 1 日 農営第 7 2 1 号)で示した作物別・地域別の持続性の高い農業生産方式の内容に合致していることを要件とするが、有機資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の 3 つの区分に記載された技術からそれぞれ 1 つ以上の技術が実施されること。また、新たな技術の導入が 1 つ以上あること。

(2) 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の相当部分を占めていること。(規則第 4 条第 2 号)

具体的には持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付け面積全体のおおむね 5 割以上を占めていること。

なお、導入計画における作物ごとの最低面積は 1 a とする。

(3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。(規則第 4 条第 3 号)

具体的には、導入計画が、申請者の技術、経営能力、事業・資金計画等から総合的に見て実現性が高いこと。

(4) 法第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項が同項第 1 号の目標を達成するため適切なものであること。(規則第 4 条第 4 号)

具体的には、持続性の高い農業生産方式の内容からみて設置する施設の規模、購入する機械や資材の種類が適切なものであるか等導入計画に記載されている措置が導入計画に記載されている目標を達成するために適切なものであること。

(別紙 3)

再認定の基準

岡山県持続的農業導入計画認定要領第 4 第 3 項で規定する再認定の基準は、次の 2 項目の基準のいずれかを満たすものとする。

- (1) 導入指針に定める持続性の高い農業生産方式の内容から、新たな技術の追加又は技術内容の変更が計画されていること。
- (2) 導入しようとする農業生産方式による農作物の種類や作付面積の拡充を図るか、技術の安定化を目指して収量や品質の向上に新たな目標が設定されていること。

ただし、従前の導入計画において、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積の実績が目標を達成していない場合は、未達成の具体的な原因の記載をもって、以後の計画達成の可能性を検討し、導入計画の再認定の可否を判断するものとする。なお、未達成の原因が当該申請者の取組意欲の欠如や技術的能力の大幅な不足等にあると判断する場合は、導入計画を再認定することができない。

(別紙4)

取り消しの基準

岡山県持続的農業導入計画認定要領第6で規定する認定の取り消しの基準は、次のとおりとする。

- (1) 県民局長は、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、法第5条第2項の規定により、その認定を取り消すことができる。

具体的には、認定農業者の実際の営農行為が認定導入計画に記載されている持続性の高い農業生産方式と、①対象作物、②生産方式を構成する技術、③導入に必要な施設・機械・資材等の点で異なる場合、県民局長は、認定農業者に対して計画の変更を指導・助言するが、この場合において、認定農業者が計画変更を行わないときは、認定を取り消すことができる。ただし、県民局長は、天候不順等により、その地域の作物において病虫害の多発が懸念されたため、やむを得ず農薬を散布した場合などの個別の事情を踏まえて、認定計画の取り消しを総合的に判断するものとする。

(様式第1-1号) (個人用)

持続的農業導入計画認定申請書 (新規認定・再認定)

年 月 日

〇〇県民局長 殿

住所〒

氏名

生年月日 年 月 日 ( 歳)

電話

岡山県持続的農業導入計画認定要領第2 (再認定は第4) の規定により、次のとおり導入計画の認定を申請します。

また、導入計画の認定に係る手続きにおいて、岡山県が取得した私の個人情報を農地を管轄する市町村長に提供することについて同意します。(法人の場合は不要)

記

1 申請作物名

2 添付資料

(1) 導入計画書 (別紙様式第1号による)

(2) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果



(様式第1-2号) (団体用)

持続的農業導入計画認定申請書 (新規認定・再認定)

年 月 日

〇〇県民局長 殿

住 所〒

団体名

代表者名

電 話

岡山県持続的農業導入計画認定要領第2 (再認定は第4) の規定により、次のとおり導入計画の認定を申請します。

記

1 申請作物名

2 添付資料

- (1) 導入計画書 (別紙様式第2、2-1号)
- (2) 代表的なほ場の土壌診断結果
- (3) 栽培指針や栽培暦
- (4) 規約

(様式第 1 - 3 号) (個人、団体共通)

持続的農業導入計画認定申請書 (変更認定)

年 月 日

〇〇県民局長 殿

住所〒

(団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名

(団体の場合は団体名と代表者名)

電話

年 月 日付け岡山県指令 第 号で認定の通知のあった持続的農業導入計画について、次のとおり変更したいので、岡山県持続的農業導入計画認定要領第 5 の規定により、その変更認定を申請します。

記

1 計画変更の内容

2 変更の理由

3 添付資料

(1) 導入計画書 (別紙様式 1、2、2-1 号による) に準じて作成する。

(2) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

\* (2) は申請の内容により提出

認定農業者住所〒

(団体の場合は主たる事務所の所在地)

認定農業者氏名

(団体の場合は団体と代表者名)

持続的農業導入計画認定通知書 (新規認定・再認定・変更認定)

年 月 日付けで申請のあった導入計画については、岡山県持続的農業導入計画認定要領第3 (再認定は第4、変更認定は第5) の規定により認定しましたので、通知します。

年 月 日

〇〇県民局長

(認定条件)

1 認定の内容

年 月 日付けで申請のあった認定申請書 (新規認定・再認定・変更認定) に記載のとおりとする。

2 認定期間

年 月 日から 年 月 日

3 その他

当該計画の認定は、あなた (貴団体の団体申請者) が生産した生産物についての認証を行っているものではありません。生産物の販売に当たって、消費者が購入する際に、その生産物が認証されたものであるかのような誤解を生じる表示をすることは、消費者の選択を混乱させるおそれがありますので、生産物の表示には十分注意してください。

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

市 町 村 長 殿

〇〇県民局長

持続的農業導入計画の認定について（通知）

このことについて、次のとおり認定しましたので通知します。

記

1 認定者一覧

氏 名	住 所	区 分	申請作物

注：区分欄に新規、再認定、変更の別を記載

申請団体の場合は、団体申請者の名簿を添付する。

2 導入計画書及び認定通知書の写し

別添のとおり

(様式第4号)

番 号  
年 月 日

農林水産部長 殿

〇〇県民局長

持続的農業導入計画の認定について（報告）

このことについて、次のとおり認定しましたので報告します。

記

1 認定者一覧

氏 名	住 所	区 分	申請作物

注：区分欄に新規、再認定、変更の別を記載

申請団体の場合は、団体申請者の名簿を添付する。

2 導入計画書及び認定通知書の写し

別添のとおり

(様式第5号)

持続的農業導入計画変更（廃止）届出書

年 月 日

〇〇県民局長

住所〒

（申請団体の場合は事務局の住所）

氏名

（申請団体の場合は代表者名）

（代理人）

電話

年 月 日付け岡山県指令 第 号で認定の通知のあった持続的農業  
導入計画について、次のとおり変更（廃止）したので、届け出ます。

記

1 変更（廃止）の内容

(様式第6号)

岡山県指令 第 号

認定農業者住所  
認定農業者氏名

### 持続的農業導入計画認定取消通知書

年 月 日付け岡山県指令 第 号で認定した導入計画について、岡山県持続的農業導入計画認定要領第6の規定により、次のとおり認定を取り消します。

年 月 日

〇〇県民局長

#### 記

- 1 取り消しの理由
- 2 取り消しの内容
- 3 その他必要な事項

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に書面又は口頭により県知事に対し、審査請求をすることができます。また、処分取り消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができますが、処分があった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り提起することができません。

(様式第7号)

持続的農業導入計画実施状況報告書

年 月 日

〇〇県民局長 殿

住所〒

氏名

電話

岡山県持続的農業導入計画認定要領第8の規定により、次のとおり導入計画の実施状況について報告します。

記

1 認定作物

2 添付資料

導入計画の実施状況（別紙様式第3号）



(別紙様式第1号) (個人用)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画 (新規・再認定・変更)

(目標: 令和 年度)

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況

経営面積	a
主な作目面積	
労働力	農業従事者 人

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入計画

		前計画の目標 (再認定の場合)	1年目 (年)	目標 (年)	備考
生産方式導入作物	導入面積	a	a	a	
	全作付面積	a	a	a	
	導入面積	a	a	a	
	全作付面積	a	a	a	
	導入面積	a	a	a	
	全作付面積	a	a	a	
合計	総作付面積	a	a	a	

注1 「1年目」は生産方式を導入する初年、「目標」は5年後とすること。

2 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

3 備考欄には、農地の所在する市町村名を記入すること。

- (3) 生産方式の内容  
 (複数の作物について生産方式を導入する場合は、この頁を追加すること。)  
 ・該当する技術の項目□にチェックを入れ、必要事項を記入すること。

作物名：	前計画の目標 (再認定の場合)	現 状	目 標 (5年後)
収 量	kg/10a	kg/10a	kg/10a
有機質資材施用技術			
・堆肥等有機物施用 施用資材名、施用量 窒素投入量	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)
・緑肥作物利用 施用資材名、施用量 窒素投入量	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)
化学肥料低減技術			
・局所施肥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・肥効調節型肥料施用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・有機質肥料施用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 作あたりの化学肥料 の 窒 素 成 分 量	kgN/10a	※1 kgN/10a	※2 kgN/10a
化学農薬低減技術			
・温湯種子消毒	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・機械除草	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・除草用動物利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・生物農薬利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対抗植物利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・抵抗性品種栽培台木利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・天然物質由来農薬利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・土壌還元消毒	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・熱利用土壌消毒	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・光利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・被覆栽培	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・フェロモン剤利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・マルチ栽培	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 作あたりの化学農薬 成 分 使 用 回 数	回	※3 回	※4 回

- 注1 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。
- 2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。
- 3 「有機質資材施用技術」は、堆肥等の資材名、施用量、窒素投入量を記入すること。
- 4 「化学肥料低減技術」は、参考様式2-1に導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入する。また、1作当たりの化学肥料由来の窒素分量を算出して、※1、2に記入すること。
- 5 「化学農薬低減技術」は、参考様式2-2に導入する技術の具体的な内容、使用する化学農薬等を記入する。また、1作当たりの農薬の成分使用回数を算出し、※3、4に記入すること。

(4) 農業所得の目標

	前計画の目標 (再認定の場合)	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円	千円

注1 導入作物の農業所得について、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標を達成するために必要な事項

<p>(1) 今後導入予定の機械の整備について</p> <p>(2) 今後導入予定の施設の整備について</p> <p>(3) 新たに機械・施設を導入する場合の資金調達計画について</p> <p>(4) その他</p>
--

注1 目標の達成のために機械・施設の整備、資金調達・経営上必要な措置等が必要な場合はその内容を記入すること。

2 生産方式の内容について、特記事項があれば記入すること。

3 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積の実績が目標を達成していない場合は、具体的に原因を記入する。(再認定の場合のみ)

--

[添付資料]

1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

(別紙様式第2号) (団体用)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画 (新規・再認定・変更)

(目標: 令和 年度)

1 団体申請者一覧表

番号	氏名	住所	区分	生産方式の番号※
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

注1 区分欄には、新規、再認定、変更の別を記入すること。

注2 部会の中で導入する生産方式が複数に及ぶ場合は、次頁「2 申請団体生産方式の内容」で作成した生産方式の番号を記入すること。

- 2 申請団体生産方式の内容 生産方式の番号 ※  
 (※部会の中で導入する生産方式が複数に及ぶ場合は、生産方式ごとに作成し、生産方式の番号を記入すること  
 ・該当する技術の項目□にチェックを入れ、必要事項を記入すること。

作物名：	前計画の目標 (再認定の場合)	現 状	目 標 (5年後)
収 量	kg/10a	kg/10a	kg/10a
<b>有機質資材施用技術</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥等有機物施用 施用資材名、施用量 窒素投入量</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑肥作物利用 施用資材名、施用量 窒素投入量</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)
<b>化学肥料低減技術</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・局所施肥</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥効調節型肥料施用</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機質肥料施用</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 作あたりの化学肥料 の 窒 素 成 分 量	kgN/10a	※1 kgN/10a	※2 kgN/10a
<b>化学農薬低減技術</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・温湯種子消毒</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械除草</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草用動物利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物農薬利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対抗植物利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・抵抗性品種栽培台木利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然物質由来農薬利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌還元消毒</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱利用土壌消毒</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・光利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被覆栽培</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェロモン剤利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マルチ栽培</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 作あたりの化学農薬 成 分 使 用 回 数	回	※3 回	※4 回

- 注1 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。
- 2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。
- 3 「有機質資材施用技術」は、堆肥等の資材名、施用量、窒素投入量を記入すること。
- 4 「化学肥料低減技術」は、参考様式2-1に導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入する。また、1作当たりの化学肥料由来の窒素分量を算出して、※1、2に記入すること。
- 5 「化学農薬低減技術」は、参考様式2-2に導入する技術の具体的な内容、使用する化学農薬等を記入する。また、1作当たりの農薬の成分使用回数を算出し、※3、4に記入すること。

[添付資料]

- 1 導入計画書（様式第2-1号）
- 2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果（代表的なほ場、土質が違う場合は数点）
- 3 栽培暦もしくは栽培指針等
- 4 規約

(別紙様式第2-1号) (団体申請者用)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画 (新規・再認定・変更)

(目標: 令和 年度)

住 所  
氏 名  
生年月日

申請団体である〇〇部会に、申請を委任します。  
また、導入計画の認定に係る手続きにおいて、岡山県が取得した私の個人情報を農地を管轄する市町村長に提供することについて同意します。

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況

経営面積	a
労働力	農業従事者 人

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 生産方式導入計画

			前計画の目標 (再認定の場合)	1年目 ( 年)	目標 ( 年)	備考
作物名	導入面積	a	a	a		
	全作付面積	a	a	a		

- 注1 「1年目」は生産方式を導入する初年、「目標」は5年後とすること。  
2 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。  
3 備考欄には、農地の所在する市町村名を記入すること。

(3) 導入する生産方式の内容

番号 \_\_\_\_\_

注 部会の中で導入する生産方式が複数に及ぶ場合は、団体申請者が導入する生産方式の番号を記入すること。

(4) 農業所得の目標

	前計画の目標 (再認定の場合)	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円	千円

注1 導入作物の農業所得について、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標を達成するために必要な事項

<p>(1) 今後導入予定の機械の整備について</p> <p>(2) 今後導入予定の施設の整備について</p> <p>(3) 新たに機械・施設を導入する場合の資金調達計画について</p> <p>(4) その他</p>
--

注1 目標の達成のために機械・施設の整備、資金調達・経営上必要な措置等が必要な場合はその内容を記入すること。

2 生産方式の内容について、特記事項があれば記入すること。

3 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積の実績が目標を達成していない場合は、具体的に原因を記入する。(再認定の場合のみ)

--



(別紙様式第3号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する実施状況

(認定年月日： 年 月 日)

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する実績

(1) 農業経営の概況

経営面積	a
主な作目面積	
労働力	農業従事者 人

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入計画

		目標 (計画時)	実績 ( 年)	備考
生産方式	導入面積	a	a	
	全作付面積	a	a	
導入作物	導入面積	a	a	
	全作付面積	a	a	
合計	総作付面積	a	a	

注1 目標は計画時の目標年欄の数値を記入すること。また、実績は報告年の数値を記入すること。

2 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

(複数の作物について生産方式を導入した場合は、この頁を追加すること。)

- ・該当する技術の項目□にチェックを入れ、必要事項を記入すること

作物名：	目 標 (計画時)	実 績 ( 年)
収 量	kg/10a	kg/10a
有機質資材施用技術		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥等有機物施用 施用資材名、施用量 窒素投入量</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑肥作物利用 施用資材名、施用量 窒素投入量</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)	<input type="checkbox"/> ( t/10a) ( kgN/10a)
化学肥料低減技術		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・局所施肥</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥効調節型肥料施用</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機質肥料施用</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
1作あたりの化学肥料 の窒素成分量	kgN/10a	kgN/10a
化学農薬低減技術		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・温湯種子消毒</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械除草</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草用動物利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物農薬利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対抗植物利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・抵抗性品種栽培・台木利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然物質由来農薬利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌還元消毒</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱利用土壌消毒</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・光利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被覆栽培</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェロモン剤利用</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マルチ栽培</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
1作あたりの化学農薬 成分使用回数	回	回

- 注1 「収量」については、「目標」に生産方式の導入による収量の目標、「実績」に過去における収量の平均を記入すること。
- 2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。
- 3 「有機質資材施用技術」は、堆肥等の資材名、施用量、窒素投入量を記入すること。
- 4 「化学肥料低減技術」は、技術の内容、1作当たりの化学肥料由来の窒素成分量を記入すること。
- 5 「化学農薬低減技術」は、技術の内容、1作当たりの農薬の使用回数を記入すること。

(4) 農業所得の目標

	目 標	実 績
生産方式導入作物	千円	千円

注1 導入作物の農業所得について、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標を達成するために実施した事項

(導入した機械・施設の整備)

  

(導入した機械・施設に活用した資金調達について)

3 認定導入計画の面積の目標が未達成の場合、その原因を具体的に記入する。  
(該当する場合のみ記入)



\*持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断の項目については、土壌や栽培条件によって変わってきますので、不明な場合は、農業普及指導センター等に相談してください。

なお、一般的な診断項目の目安は次のとおり。

区 分	診 断 項 目	田	畑	
化 学 性	土壌PH	○	○	
	電気伝導度（EC）	○	○	
	腐植	△	△	
	陽イオン交換容量CEC	△	○	
	無機態窒素	アンモニア性窒素	○	○
		硝酸性窒素	△	○
	可給態窒素	△	△	
	全窒素	△	△	
	交換性塩基	CaO	△	○
		MgO	△	○
		K <sub>2</sub> O	△	○
	可給態りん酸	△	△	
	可給態ケイ酸	△		
	遊離酸化鉄	△		
物 理 性	土壌の種類	△	△	
	作土の厚さ	△	△	
	最大ち密度	△	△	

○：必要と考えられる項目  
△：その他任意の項目

参考様式 2 - 1  
生産方式のうち化学肥料低減技術の内容

【現状】

		施用量 (A)	窒素成分 (B)	総窒素量 ( $A \times B / 100 = C$ )	窒素成分の 有機割合 (D)	化学合成割合 ( $100 - D = E$ )	化学合成 窒素成分量 ( $C \times E / 100$ )
		kg/10 a	%	kg/10 a	%	%	kg/10 a
肥料名							
導入している 化学肥料低減技術							
合 計							※ 1

【目標】

		施用量 (A)	窒素成分 (B)	総窒素量 ( $A \times B / 100 = C$ )	窒素成分の 有機割合 (D)	化学合成割合 ( $100 - D = E$ )	化学合成 窒素成分量 ( $C \times E / 100$ )
		kg/10 a	%	kg/10 a	%	%	kg/10 a
肥料名							
導入を予定している 化学肥料低減技術							
合 計							※ 2

- 注 1 【現状】には現在使用している肥料、導入している化学肥料低減技術等を、【目標】には今後使用する肥料、導入を予定している化学肥料低減技術等を記入する。
- 2 それぞれの化学合成窒素成分量を算出し、その合計（※ 1、2）を「1作あたりの化学肥料の窒素成分量」に記入すること。
- 3 窒素成分の有機割合が分かる場合はその値を使用する。肥料全体量に占める有機割合を使用してもよい。
- 4 不明な場合は、普及センター、JA、肥料メーカー等へ問い合わせること。
- 5 再認定の場合は、前回の参考様式 2 - 1 を添付すること。

参考様式 2 - 2

生産方式のうち化学農薬低減技術の内容

【現状】				
		化学農薬 成分数 (A)	使用回数 (B)	化学農薬 成分使用回数 (A×B)
		成分	回数	回数
化学 農薬				
導入している 化学農薬低減技術等				
合 計				※ 3

【目標】				
		化学農薬 成分数 (A)	使用回数 (B)	化学農薬 成分使用回数 (A×B)
		成分	回数	回数
化学 農薬				
導入を予定している 化学農薬低減技術等				
合 計				※ 4

- 注 1 【現状】には現在使用している化学農薬、導入している化学農薬低減技術を、【目標】には今後使用する化学農薬、導入を予定している化学農薬低減技術を記入する。
- 2 それぞれの化学農薬成分使用回数を算出し、その合計（※ 3、4）を「1作あたりの化学農薬成分使用回数」に記入すること。
- 3 不明な場合は、普及センター、JA、肥料メーカー等へ問い合わせること。
- 4 再認定の場合は、前回の参考様式 2 - 2 を添付すること。